

- ▼「認可」を受けた施設等が乳児等支援給付費等の給付（財政支援）の対象となるためには、給付の実施主体である市町村の「確認」が必要となる。
▼「確認」は施設等の申請により、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

乳児等通園支援事業の【認可】

特定乳児等通園支援事業者としての【確認】

認可とは ・ 施設が目的にあった基準を満たしていること

根拠法令 ・ 児童福祉法

認可に係る
利用定員

- ・ 任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念であり、一般型乳児等通園支援事業にあつては、備える設備等に応じた受入可能な乳幼児の数が定まるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業にあつては、事業を実施しようとする保育所等が受け入れようとする乳幼児の数が当該保育所等の利用定員の範囲内の数となる。

確認とは ・ 施設が公費の支給対象施設・事業であること

根拠法令 ・ 子ども・子育て支援法

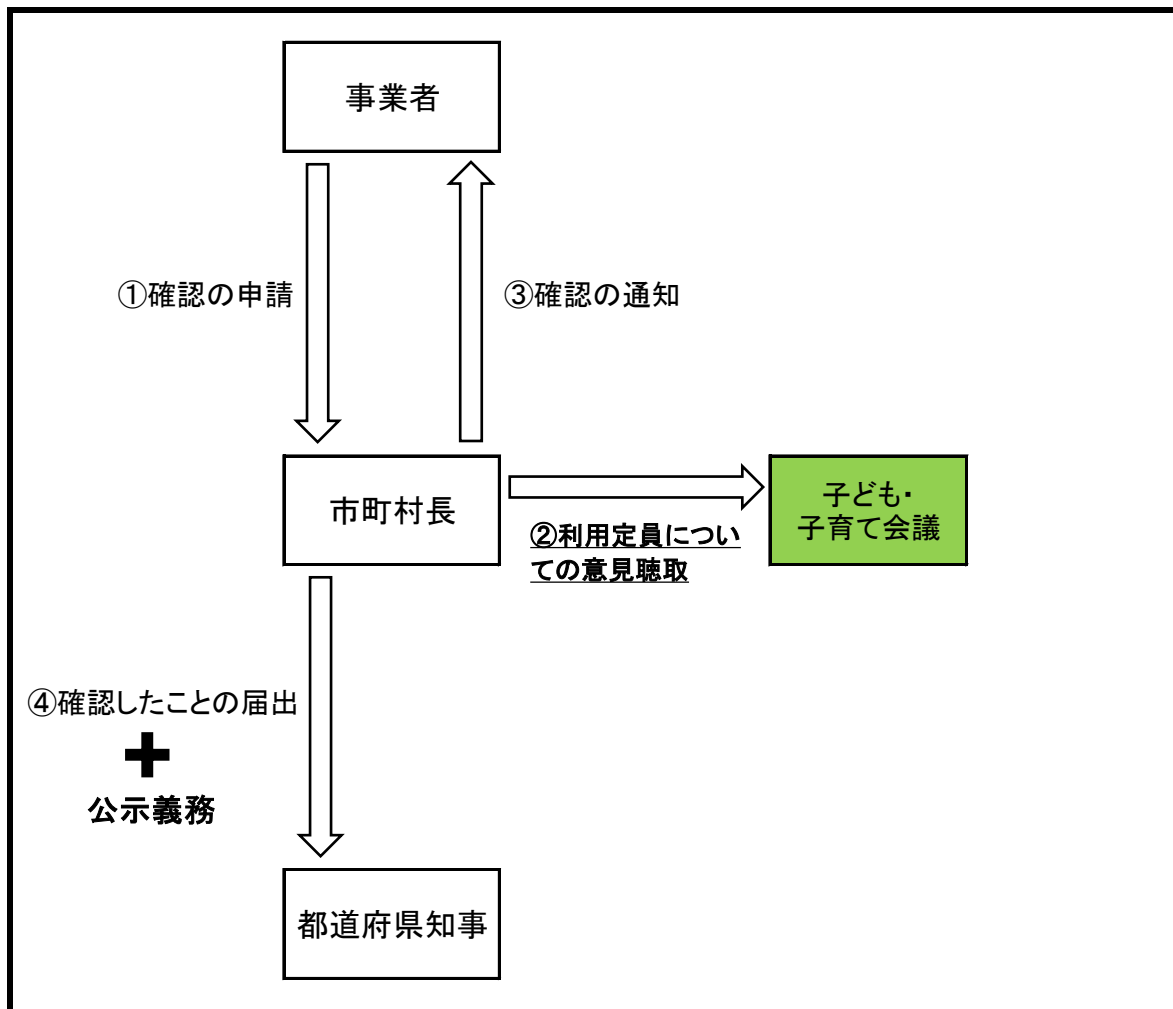
確認に係る
利用定員

- ・ 子ども・子育て支援法の規定に基づき、以下の2つを定める
 - 1時間当たりの利用定員
 - 提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮した一月当たりの利用定員

特定乳児等通園支援事業者に係る確認について②

▼ 子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見聴取しなければならないこととされている。

★特定乳児等通園支援事業者としての確認を受ける場合のフロー



特定乳児等通園支援事業者の確認に係る利用定員について

確認に係る利用定員を新たに設定する事業者(令和8年9月1日)

No	施設種類	法人名	施設名	設定日	一時間当たりの 利用定員	一月当たりの 利用定員 (※)
1	一般型乳児等通園支援事業所	一般社団法人 Hold Hands GroupKB	手をつなごうあおき保育園もりぐち	令和8年9月1日	1	0.7

※便宜的に、一月当たりの利用定員(1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数)を定員1人1月当たりの受入れ可能時間数(176時間)で除した数値を表示しています。

確認に係る利用定員を新たに設定する施設(令和8年9月1日)

【No. 1】

施設名	手をつなごうあおき保育園もりぐち			
施設種類	一般型乳児等通園支援事業	設定日	令和8年9月1日	
事業者名	一般社団法人 Hold Hands GroupKB			
一時間当たりの利用定員	合計	(参考)		
		0歳児	1歳児	2歳児
	1	1	0	0
一月当たりの利用定員	合計	(参考)		
		0歳児	1歳児	2歳児
	0.7	0.7	0	0

新たな確認に係る利用定員の推移について

○今回の確認に係る利用定員(一月あたり)

		全体
市全体	0歳児	0.7
	1歳児	0.0
	2歳児	0.0
	計	0.7

⇒

○新たに確認を行った施設を加えた利用定員(一月あたり)

		全体(令和8年9月1日時点)			
		(増減)			
市全体	0歳児	(	0.7	)	2.9
	1歳児	(	0.0	)	1.0
	2歳児	(	0.0	)	1.5
	計	(	0.7	)	5.4

注: 休止中の施設の定員を含む。